

知的財産高等裁判所事務処理規則（制定 平成17年4月1日）

【司法行政事務】

第1条 知的財産高等裁判所が司法行政事務を行うのは、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議（以下「知財高裁裁判官会議」という。）の議によるものとし、知的財産高等裁判所長（以下「所長」という。）が、これを総括する。

【知財高裁裁判官会議】

第2条 知財高裁裁判官会議については、法令又は規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

【司法行政事務の委任】

第3条 知財高裁裁判官会議は、法令又は規則に別段の定めのあるものを除き、司法行政事務を所長に委任するものとする。ただし、次に掲げる事項については、この限りではない。

- (1) 規則及び規程の制定及び改廃
- (2) 裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序
- (3) 開廷の日割
- (4) 知財高裁裁判官会議において、特に委任事項から除外した事項

2 所長は、前項の規定により委任された事務を処理したときは、次の知財高裁裁判官会議にこれを報告しなければならない。

【所長に差し支えがあるときの代理順序】

第4条 所長に差し支えがあるときは、知財高裁裁判官会議が毎年あらかじめ指名した裁判官が指名の順序に従って、所長を代理してその職務を行う。

2 前項の裁判官は、3人とする。

【部の構成】

第5条 知的財産高等裁判所は、最高裁判所が定める数の部を置き、通常部及び特別部とする。

- 2 部には合議体を構成するに足りる裁判官を置く。
- 3 各裁判官は、これを部に配置する。

【合議体の構成】

- 第6条 合議体は、一つの部の裁判官でこれを構成する。
- 2 合議体では、第8条第1項の裁判官が、裁判長となる。

【事務分配等の定め】

- 第7条 知的財産高等裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序及び開廷の日割については、毎年12月あらかじめこれを定める。
- 2 前項の規定により定められた裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序は、一つの部の事務が多すぎる場合、裁判官が退官し、転官し、又は転所したとき、その他長期にわたる欠勤等のため裁判官に引き続き差し支えがあるときを除いては、司法年度（1月1日に始まり、12月31日に終わる。）中これを変更しない。

【部の事務】

- 第8条 部の事務は、部に属する裁判官の議によるものとし、所長及び部に属する裁判官のうち最高裁判所の指名した一人は、その属する部の事務を総括する。
- 2 前項の裁判官に差し支えがあるときは、前条第1項の規定により裁判長につき定められた順序により、他の裁判官が、その部の事務を総括する。
 - 3 各部における裁判事務の分配は、その部においてこれを定める。

附 則 (平17.4.1)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。